

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

亀山市監査委員

目 次

	頁
1 監査の種類	1
2 監査の対象及び期間	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の方法及び項目	1
5 監査を執行した監査委員	2
6 監査の結果	2
亀山市土地開発公社	3
建設部土木課	3
亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合	3
建設部都市整備課	3
社会福祉法人亀山市社会福祉協議会	4
健康福祉部地域福祉課	4
公益財団法人亀山市地域社会振興会	4
市民文化部文化課	4

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2 監査の対象及び期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の出納その他の事務の執行について、下表の団体を対象に監査を実施した。

ただし、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合については、令和4年度分についても実施した。

日程	対象団体等	監査対象団体	監査対象部署
令和4年 11月18日	公益財団法人	亀山市地域社会振興会	(所管課) 市民文化部文化課
令和4年 11月22日	社会福祉法人	亀山市社会福祉協議会	(所管課) 健康福祉部地域福祉課
令和4年 11月24日		亀山市土地開発公社	(所管課) 建設部土木課
令和5年 1月31日		亀山駅周辺2ブロック地区 市街地再開発組合	(所管課) 建設部都市整備課

3 監査の着眼点

亀山市監査基準に従い、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

4 監査の方法及び項目

所管課及び対象団体から下記の項目について、資料の提出及び関係書類の提示を求め、書面調査並びに説明聴取を行った。

【所管課】

- (1) 補助金交付状況
- (2) 出資の状況
- (3) 前年度（又は前回）監査の指摘事項等の措置状況

【団体】

- (1) 団体の概要（定款(写)、業務内容、組織の状況等）
- (2) 事業の成果と実績
- (3) 工事の執行状況
- (4) 業務委託の状況
- (5) 補助金の交付と執行状況
- (6) 財産管理の状況
- (7) 理事会・委員会等の状況
- (8) 提出資料

・令和3年度決算書類(事業報告書、決算報告書及び財務諸表等附属書類)

5 監査を執行した監査委員

国分 純、 森 英之、 峯 裕

6 監査の結果

監査の対象とした各財政援助団体等における出納その他の事務の執行について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

指摘事項及び意見は、次に記載したとおりである。

《対象団体》

【亀山市土地開発公社】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《所管課》

【建設部土木課】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《対象団体》

【亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《所管課》

【建設部都市整備課】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《対象団体》

【社会福祉法人亀山市社会福祉協議会】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《所管課》

【健康福祉部地域福祉課】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 特になし

《対象団体》

【公益財団法人亀山市地域社会振興会】

《所管課》

【市民文化部文化課】

1 指摘事項

- ・ 特になし

2 意見

- ・ 青少年研修センターにおいて、利用者増の観点から快適に施設が利用できるよう管理人室東側トイレの洋式化及び Wi-Fi 無線の整備について検討されたい。

また、施設（青少年研修センターとスポーツ研修センター）の老朽化により、市民サービスの低下を招かないよう長期的な修繕計画を策定するなど、今後の施設の在り方を検討されたい。